

# 南海化学株式会社 定款

2023年1月20日 改定施行

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、南海化学株式会社と称し、英文ではNANKAI CHEMICAL COMPANY, LIMITEDと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 化学工業薬品、医薬品、農薬、化粧品、医薬部外品及び食品添加物の製造、販売に関する事業
- (2) 化学工業薬品、医薬品、農薬、化粧品、医薬部外品、食品及び食品添加物の製品開発並びに分析に関する受託事業
- (3) 産業廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する事業
- (4) 塩の製造、加工、販売に関する事業
- (5) 貴金属、非鉄金属及びその他地金並びにその塩類の販売及び回収に関する事業
- (6) 空調設備の販売及び施工に関する事業
- (7) 精密機械器具、繊維機械、メッキ設備、塗料設備及び建築材料の販売に関する事業
- (8) 前1～7号に関連する技術、並びに製品の輸出入
- (9) 前1～4号に関する設備装置のエンジニアリング及び管理メンテナンス事業
- (10) 駐車場の経営、不動産の管理並びに倉庫業に関する事業
- (11) 経理業務並びに総務、人事業務の受託・代行処理に関する事業
- (12) 貨物運送取扱事業
- (13) 検量に関する事業
- (14) 農畜水産物に関する研究開発及び生産、加工、販売等に関する事業
- (15) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する事業
- (16) 損害保険代理に関する事業
- (17) 前各号に附帯し又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

### (3) 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、790万株とする。

#### (単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

#### (単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### (単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

#### (株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において

これを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役である社長執行役員がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役である社長執行役員に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、その選任時の在任取締役の任期の満了する時までとする。

4. 任期の満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、執行役員及び役付執行役員)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。
3. 取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、その他役付執行役員若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称そ

の他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の委任)

第31条 当会社は、会社法399条の13第6項の定めにより、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第33条 監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令等に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第35条 監査等委員会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する監査等委員の氏名その他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役である社長執行役員が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社は、剰余金の配当としての期末配当を毎年3月31日の最終の、中間配当を毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払いの配当金に対しては、利息をつけない。

## 第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他法令の定めるところによる。

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第45条 当社は、第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上